

いこまちマーケット開催支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

いこまちマーケット開催支援業務

(2) 業務の目的

生駒市は、地域への愛着や共感を育み、参画意欲・推奨意欲・感謝意欲を向上させながら、「暮らす価値があるまち」という都市イメージを形成するシティプロモーションに取り組んでいる。

本市では、その一環として「いこまちマーケット」を昨年度に初開催した。「生駒で暮らす喜びを感じる1日」をテーマに、講座を受講した市民20人のいこまちマーケット部員1期生（以下、1期生）が企画運営を行った。1期生が選定した21の店舗による出店や3組の演者が出演。当日は約1,500人が来場し、地域の多様な魅力が可視化・認知・体験できる場を作った。

2年目となる今年度は、1期生主体によるいこまちマーケットの実践に向けたサポートと、新たに募集する部員（以下、2期生）が主体となるいこまちマーケットの実践及び実践に向けた連続講座を実施する。

(3) 業務内容

別紙「いこまちマーケット開催支援業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日～令和7年3月31日

2 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査・採点し、高い評価を得た提案者5者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和6年6月11日(火)予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、下記8で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

①実施日：令和6年6月20日(木)予定

※第1次審査を省略する場合は、令和6年6月11日（火）に実施する。

※実施時間、場所等については別途通知する（オンラインによる参加も可とする）

②出席者：3名以内とする

③説明等

ア プレゼンテーションの時間は、準備及び片付時間も含め、1者につき20分以内とする。

イ プレゼンテーション終了後、20分以内で審査員のヒアリング時間を設ける。

ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて行うものとし、他の資料配布は認めない。

エ プレゼンテーションにパソコンが必要な場合は、各自で用意すること。会場、スクリーン、プロジェクター及び電源については本市で用意する。

（3）審査結果の通知

・第1次審査

審査結果を電子メールで通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を電子メールで通知する。

・第2次審査

審査結果を電子メールで通知する。

3 業務に要する費用（予定価格）

3,385,580円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

4 参加資格

次に掲げる事項を全て満たす者

- （1） 申請書類提出時において、本市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （3） 国税及び地方税を滞納していないこと。
- （4） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- （5） 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと、及び開始決定がされていないこと。
- （6） 次に該当する法人等でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）
- ウ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下にある法人等
- エ アからウまでに掲げるもの（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。）を行う法人等
- オ 役員等（法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人等
- カ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。）を継続的に有している法人等

- （7）生駒市政治倫理条例（平成20年6月条例第25号）第16条に規定する法人等でないこと。
- （8）公示日から過去5年間に於いて、国または地方公共団体から市民や事業者が企画運営に関わるマーケットやマルシェの受託実績があり、本業務の遂行に必要な経験やノウハウを十分に有していること。
- （9）実施に当たって、十分な感染症対策を講じ、状況に応じた柔軟な対応が行えること。

5 質問の受付及び回答

- （1）提出期限：令和6年5月22日（水）12時00分まで（必着）
- （2）提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。
（提出先）kouhouka@city.ikoma.lg.jp
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- （3）回答日：令和6年5月27日（月）16時00分
- （4）回答方法：生駒市公式ホームページに掲載

6 企画提案書等の作成及び提出

- （1）提出書類・必要部数
 - ①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
 - ②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本7部
- ※本市の令和6年度物品・委託業務業者登録申請書を提出している者については、下記提出書類の内、（エ）、（オ）、（サ）、（シ）、（ス）、（セ）を省略することができる
- ア 会社概要（様式3）
 - イ 業務実績調書（様式4）

※「4 参加資格(8)」に該当する業務実績を記入すること。記入した業務実績の根拠となる契約書及び仕様書等の写しを添付すること。また、ウェブサイトの URL やチラシ等、市民や事業者が企画運営に関わったことが分かる業務実績の資料も添付すること。

ウ 再委託調書(様式5)

※再委託する場合にのみ提出すること。

※本業務の一部を再委託する場合は、再委託の必要性やその理由を企画提案書に記載すること。ただし、業務の主たる部分は、再委託してはならない。

エ 誓約書(様式6)

オ 役員等一覧表(様式7)

カ 業務体制等調書(任意様式)

※本業務の担当者(業務責任者、担当者など)と連続講座に招く外部講師のプロフィールと業務経歴を記載した名簿を提出すること。

※業務責任者は、必ず第2次審査に参加すること。

キ 実施体制図(任意様式)

※上記「カ 業務体制等調書」に記載した担当者等を含めた本業務全体の体制図や連携体制を記載すること。

ク 業務スケジュール(任意様式)

ケ 企画提案書(任意様式)

コ 参考見積書(任意様式)

※仕様書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付すること。

※本業務に係る必要な経費を算出し、詳細に記載すること。なお、参考見積書の金額が業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格となるため、留意すること。

※発行責任者及び担当者氏名、連絡先を記載していれば、押印の省略可能。

サ 法人にあっては、最新の事業年度の納税証明書(「法人税」及び「消費税及地方消費税」)の写し

シ 法人にあっては、商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書(履歴事項証明書でも可)の写し

ス 個人にあっては、破産手続き開始決定の確定通知(破産宣告の通知を含む)などを受けていない証明書の写し

セ 個人にあっては、最新の事業年度の納税証明書(「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方税」)の写し

(2) 作成要領

「いこまちマーケット開催支援業務委託仕様書」に基づき、提案の概要を記入すること。提案書には、次の5点を記載すること。①生駒市でマーケット・マルシェというツールを使って、都市

ブランド形成やシティプロモーションに取り組む意義 ②連続講座の企画内容 ③マーケットの開催とそれに向けた打合せや相談会、振り返り会の企画内容 ④いこまちマーケット部員の主体性を高める方策や1期生と2期生の連携方法について ⑤将来的に部員だけでマーケットを開催するための方策

なお、作成に関しては以下に注意すること。

- ア 記載にあたっては、生駒市第6次総合計画の「基本構想」の「2 将来都市像（p 6）」と第6次生駒市総合計画第2期基本計画アクションプランの「都市イメージ形成事業（交流支援）（p 235）」等を読み、本市のまちづくりの方針を踏まえること。
- イ 企画提案書には事業者名は記入しないこと。
- ウ 提案書類のサイズはA4版で作成すること。
- エ 20ページ以内（A3用紙の折込は不可。）で、片面印刷とすること。
- オ 言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本円を使用して作成すること。図又はイラストについては、必要に応じて使用可。
- カ カラーでの作成を認める。
- キ 複数の応募又は複数の企画提案書を提出することはできない。
- ク 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一とし、正本と副本とが識別できるよう提出すること。
- ケ 提出期限以降、企画提案書に明記していない資料の追加や提出済み資料の差し替えはできない。

（3）提出期限等

- ①提出期限：令和6年6月5日（水）12時00分まで（必着）
- ②提出場所：生駒市役所 経営企画部 広報広聴課（市役所4階49番）
- ③提出方法：下記（1）及び（2）の方法で提出すること

（1）持参又は郵送

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

（2）電子メールによるPDFデータの提出

提出先メールアドレス：kouhouka@city.ikoma.lg.jp

7 日程

公示	令和6年5月15日(水)
質問受付締切	令和6年5月22日(水) 12時00分まで
質問回答	令和6年5月27日(月) 16時00分にHPで掲載
企画提案書等受付締切	令和6年6月 5日(水) 12時00分まで

第1次審査	令和6年6月11日(火) (予定)
第2次審査	令和6年6月20日(木) (予定)
結果通知	令和6年6月25日(火) (予定)
契約締結	令和6年6月下旬 (予定)
業務開始	令和6年7月上旬 (予定)

8 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の評価基準に基づき、審査する。

(1) 業務実績 10点／110点

評価項目	評価の基準	配点
業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	10

(2) 参考見積書（見積金額に関する評価） 10点／110点

(3) 企画提案の内容・ヒアリング 90点／110点

評価項目	評価の基準・着眼点	配点
現状といこまちマーケットの理解	本市のまちづくりやシティプロモーションの方針を理解した内容になっているか。また、いこまちマーケットの目的やステイトメントを理解した提案になっているか。	20
連続講座や打合せ等の実施	講座内容や打合せ・相談会等の手法、講師、スケジュール等が具体的に示されているか。それは、部員同士の関係性の構築や一人ひとりの主体性を高めることが期待できる提案か。	20
マーケットの開催	部員や出店者などマーケットに携わる人が主体的に関わったと実感できるマーケットの開催が期待できる提案か。	10
部員への効果	部員が地域への愛着や共感を育み、参画意欲・推奨意欲・感謝意欲の向上が期待できる提案になっているか。	10
業務内容の理解度及びスケジュール管理	総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、業務全体の作業工程やスケジュールが実現可能で効果的な内容になっているか。	10

業務責任者の専門性や意欲	本業務の責任者が、業務に関するノウハウや技術、熱意及び意欲を有しており、部員の満足度が高い連続講座や相談会、マーケットが実施できると見込めるか。また、企画提案書、説明や質問に対する回答が明確でわかりやすいか。	10
マーケットの定着	部員がノウハウを蓄積し、将来的に部員だけでマーケットが開催できることが期待できる提案か。	10

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコツが、「3.業務に要する費用（予定価格）」を超えたもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出すること。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効するとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「6 企画提案書等の作成及び提出」内の「カ 業務体制等調書」と「キ 実施体制図」に記載した、配置予定の担当者等の人員やその配置は、原則として変更できないものとする。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本市と協議のうえ決定する。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 2 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市 経営企画部 広報広聴課 担当：村田、田中、永井

生駒市東新町8-38 電話：0743-74-1111 内線：4220、4221

メールアドレス：kouhouka@city.ikoma.lg.jp